

証券コード 7683  
2022年4月12日

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号  
株式会社ダブルエー  
代表取締役 肖 俊 偉

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年4月26日（火曜日）午後7時00分までに到着するようにご送付くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月27日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号 三富ビル新館10階 ダブルエーススタジオ
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第21期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
  2. 第21期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.wa-jp.com/ir/>）に掲載させていただきます。

なお、主要な事業内容、主要な営業所及び工場、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、株式の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表については、法令及び定款第15条規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.wa-jp.com/ir/>）に掲載しておりますので、本招集通知には記載していません。

これらの事項は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告書を作成するに際して行った事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、度重なる緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令によって経済活動が停滞し先行き不透明な状態が継続しておりました。しかしながら、このところ感染第6波の収束と3回目のワクチン接種の進展により新規感染者数が抑えられております。また、国内個人消費につきましては、規制解除により経済活動が再開し一部で持ち直しの動きが見られるものの、原油高及び原材料価格の高騰を受けて食料品、エネルギーを中心に物価が上昇しております。

当社グループが所属する靴業界におきましては、業界全体の市場規模は減少傾向にあるものの、スニーカーを中心としたカジュアル志向の靴の需要は依然として拡大傾向にあります。しかしながら、コロナ禍での外出自粛に伴う服飾雑貨等の需要の減少や、雇用環境の悪化を背景とした購買意欲の低下が長期化していたこともあり、新型コロナウイルスのパンデミック以前に比べ靴そのものの消費が減少し、業界を取り巻く環境は厳しい状況が継続しております。

このような状況の中、当社グループは、「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」の企業理念のもと、引き続き好立地かつ好条件の店舗展開と、更なる成長が期待されるECチャネルの事業拡大に取り組んでまいりました。

国内店舗売上高につきましては、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令により一部の店舗で休業及び営業時間の短縮を行うなど経済活動が停滞しておりましたが、新型コロナウイルスのワクチン接種率の増加に伴い感染者数が減少したことで人流が増加し、緩やかに消費が回復いたしました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高が15,701,607千円（前期比20.0%増）、営業利益が1,037,782千円（前期比245.1%増）、経常利益が1,031,701千円（前期比231.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が707,569千円（前期比195.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1億54百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

新規出店及び既存店改装に伴う設備

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

移転、既存店改装及び退店に伴う撤去

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2019年1月期)	第 19 期 (2020年1月期)	第 20 期 (2021年1月期)	第 21 期 (当連結会計年度 (2022年1月期))
売 上 高 (千円)	12,773,447	14,009,939	13,081,490	15,701,607
経 常 利 益 (千円)	1,180,185	1,390,790	311,374	1,031,701
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	770,058	757,481	239,859	707,569
1 株 当 たり 当期純利益金額 (円)	192.51	181.13	50.52	148.76
総 資 産 (千円)	6,097,788	9,278,771	9,006,962	10,069,114
純 資 産 (千円)	3,195,140	7,130,933	7,343,765	8,113,313
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	798.79	1,502.23	1,545.00	1,704.32

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。  
 3. 当社は、2019年7月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 卑 弥 呼	30百万円	100.0%	婦人靴の企画・販売
CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITED	1千HKD	100.0%	香港における婦人靴の販売
江 蘇 京 海 服 装 貿 易 有 限 公 司	1百万USD	100.0%	生産・品質管理及び中国における 婦人靴の販売
CAPITAL SEA SHOES LIMITED	1百万MOP	100.0%	マカオにおける婦人靴の販売

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、靴業界におけるイノベーターカンパニーとして、「ORiental TRaffic」をはじめとするWAブランドのユーザ拡大を基本戦略とし、お客様満足度の高い、高品質な商品及びサービスの企画開発に取り組んでまいります。また、当社グループの保有する高品質ブランドの積極的な普及を進め、当社グループの販売領域や規模の拡大を目指すとともに、他社ブランドとのコラボレーション事業を推進し、お客様との長期的なつながりの構築を目指してまいります。

当社グループの商品は、自社で企画開発しパートナー工場で生産、仕入を行っております。商品開発の特徴としては、商品企画担当者が販売スタッフとして店頭で接客を行い直接お客様の声を聞き、同じ企画担当者が検品検査スタッフとして生産工場を巡回し直接指導を行っていることです。これらの商品企画開発から生産品質管理、販売までを分業化せず一気通貫で担当することで、当社グループオリジナルの魅力的な商品提供を可能にしております。また、独自サービスとしては、ヒール先端部分（トップリフト）の無料交換や不要になった靴の下取り交換など、企業理念「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」の実現に尽力しております。

このようなお客様に寄り添った商品及びサービスの提供を行い続けながら、企業価値の向上に向け、具体的には以下の課題に取り組んでまいります。

##### ①ライフスタイルの変化に対応した商品企画開発力の向上

日々めまぐるしく変化する社会において価値観やライフスタイルが多様化し消費者に求められる商品基準も高まっています。当社グループは、企業理念である「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」を実現するため、従来から消費者の嗜好に寄り添った商品を提供することで成長してまいりました。今後は今まで以上に消費者の声に耳を傾け、消費者動向や競合他社の把握・分析のほか、市場全体のニーズ・トレンドを迅速に捉え、タイムリーに消費者とのコミュニケーションを密に重ねることで、より顧客満足度の高い商品・サービスを提供するために企画開発力の向上に取り組んでまいります。

## ②グローバル・サプライチェーンマネジメントの強化

当社グループにおける商品の企画開発・発注仕入プロセスに関して、日本国内のみならず中国・香港等を含む全社的な商品供給を支えるために、グローバルな視点に基づいたサプライチェーンマネジメントの向上を進めてまいります。そのため、現地のパートナー工場等との価格や技術力、品質面などの条件を勘案した新たな取引先の開拓や、為替相場の変動等に備えた適切なリスクヘッジを実現することにより、企業グループ全体として適時適切な商品仕入が行えるように取り組んでまいります。

## ③事業構造のデジタル化の推進

ファッション業界におけるテクノロジーの進化は著しく、ECチャネルのみならず実店舗におきましても、アプリ連携等によるQR決済やポイント連携、購買履歴・閲覧履歴からレコメンド機能等の付加サービスに関する進歩に対応しなければ事業の停滞を余儀なくされます。当社グループにおきましても、常に利便性の高いアプリ・サイトの構築及び顧客サービスの拡充に努めておりますが、今後ますます進むデジタル化の波に乗り遅れることがないように、今まで以上に売場最適な顧客リレーションの実現に取り組んでまいります。

## ④高価格帯ブランド『卑弥呼』の成長

履き心地と綺麗さを兼ね備えた『卑弥呼（ヒミコ）』ブランドは、素材と造りの品質にこだわり高価格帯の訴求を行うと同時に幅広い年齢層へのアプローチを推進してまいります。子会社化に伴い復活した『卑弥呼（漢字ヒミコ）』による潜在顧客の呼び起こしと、機能性を重視した『water massage（ウォーターマッサージ）』による既存顧客の囲い込み、そして、品質とトレンドを兼ね揃えた『HIMIKO（ローマ字ヒミコ）』による新規顧客層の開拓に励んでまいります。

## ⑤海外事業の拡大

当社グループは、現在、台湾、香港、マカオ、中国にて海外事業を展開しております。今後のさらなる成長のためには、グローバル市場、とりわけアジア地域での海外事業の拡大は必要不可欠であります。WAブランドのコンセプトを世界中のお客様に浸透させるためにも、引き続きブランドビルディングを推進してまいります。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態 (2022年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	肖 俊偉	子会社3社取締役
取締役	丁 蘊	子会社1社取締役
取締役	中井 康代	子会社3社取締役
取締役	岩瀬 絵美	商品部部長
取締役	菅沼 匠	リンクパートナーズ法律事務所 代表パートナー 株式会社size book 監査役 株式会社ベーシック 取締役 (監査等委員) 株式会社jig.jp 取締役 株式会社Arent 監査役 Creww株式会社 監査役
取締役	落合 孝裕	落合会計事務所 代表 サンリツオートメイション株式会社 会計参与
監査役	鶴田 芳郎	—
監査役	佐川 明生	A. 佐川法律事務所 代表 タウンライフ株式会社 監査役 アイティメディア株式会社 取締役 (監査等委員) 株式会社ハロネット 監査役 SAGAWA CONSULTING FIRM SINGLE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANY 法定代表者 アクセラテクノロジー株式会社 監査役 株式会社卑弥呼 監査役
監査役	佐藤 広一	H R プラス社会保険労務士法人 代表社員 アイティメディア株式会社 取締役 (監査等委員) 一般社団法人薬局共創未来人育成機構 理事 株式会社Voicy 監査役

- (注) 1. 取締役菅沼匠氏及び取締役落合孝裕氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役鶴田芳郎氏、監査役佐川明生氏及び監査役佐藤広一氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役菅沼匠氏、取締役落合孝裕氏、監査役佐川明生氏及び監査役佐藤広一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年4月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定しております。また、監査役の報酬については、基本報酬のみで構成されており、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、監査役会の協議に基づき監査役の役位、職責等に応じて支給額を決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社の取締役の報酬については、業績連動報酬は支給しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役の報酬については、非金銭報酬は支給しておりません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を 除く)	78,650	65,400	－	－	13,250	4
監査役 (社外監査役を 除く)	－	－	－	－	－	－
社外取締役	2,400	2,400	－	－	－	2
社外監査役	8,250	7,800	－	－	450	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2010年11月30日開催の第9回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2010年11月30日開催の第9回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額13,700千円（うち常勤取締役4名に対し13,250千円、常勤監査役1名に対し450千円）が含まれております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

7頁に記載のとおりであります。また、当社と社外役員の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

			出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	菅 沼	匠	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、主に公認会計士及び弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務・会計及び企業法務等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	落 合	孝 裕	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、主に税理士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	鶴 田	芳 郎	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に経営の意思決定及び内部統制に関し、常勤監査役としての中心的立場及び豊富な知識・経験に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	佐 川	明 生	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	佐 藤	広 一	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法令・労基法等に関し、特定社会保険労務士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、期末配当の基準日を1月31日とする年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当を実施することが出来る旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、2022年4月27日開催の定時株主総会の決議により、当社株式1株当たり25円の配当とさせていただきます。この結果、当事業年度の配当性向は16.8%となる見通しであります。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開に資する設備投資等に有効活用していく所存です。

## 連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,477,887</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,441,990</b>
現金及び預金	3,699,239	買掛金	300,874
売掛金	1,024,034	リース債務	183,738
たな卸資産	2,571,229	未払法人税等	359,777
その他	183,383	賞与引当金	82,989
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,591,277</b>	ポイント引当金	19,823
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,101,234</b>	クーポン引当金	3,051
建物及び構築物	1,673,481	その他	491,735
減価償却累計額	△941,260	<b>固 定 負 債</b>	<b>513,810</b>
建物及び構築物(純額)	732,221	リース債務	90,945
工具、器具及び備品	559,113	役員退職慰労引当金	224,050
減価償却累計額	△449,418	退職給付に係る負債	186,814
工具、器具及び備品(純額)	109,694	その他	12,000
土地	233,468	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,955,800</b>
建設仮勘定	7,411	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
その他	36,775	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,115,588</b>
減価償却累計額	△18,337	資本金	1,648,692
その他(純額)	18,438	資本剰余金	1,598,668
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>86,380</b>	利益剰余金	4,868,227
ソフトウェア	86,325	その他の包括利益累計額	△2,274
その他	55	その他有価証券評価差額金	△35,433
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,403,612</b>	為替換算調整勘定	33,159
投資有価証券	121,471	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,113,313</b>
敷金及び保証金	901,679	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>10,069,114</b>
繰延税金資産	368,003		
その他	12,458		
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,069,114</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,701,607
売上原価	5,596,217
売上総利益	10,105,390
販売費及び一般管理費	9,067,608
営業利益	1,037,782
営業外収入	
受取利息	3,935
受取配当金	530
その他	9,577
営業外費用	
支払利息	8,696
解約違約金	491
為替差損	9,127
その他	1,807
経常利益	1,031,701
特別利益	
固定資産売却益	5,910
補助金収入	34,853
特別損失	
固定資産除却損	1,056
減損損失	33,604
税金等調整前当期純利益	1,037,805
法人税、住民税及び事業税	406,210
法人税等調整額	△75,974
当期純利益	707,569
親会社株主に帰属する当期純利益	707,569

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,714,488</b>	<b>流動負債</b>	<b>918,941</b>
現金及び預金	2,822,181	買掛金	194,564
売掛金	647,700	未払金	178,507
商品	1,912,099	未払費用	97,803
貯蔵品	40,674	未払法人税等	309,483
前渡金	59,609	未払消費税等	82,126
前払費用	38,646	ポイント引当金	4,436
関係会社短期貸付金	100,000	クーポン引当金	3,051
その他	93,577	賞与引当金	41,114
<b>固定資産</b>	<b>2,900,194</b>	その他	7,853
<b>有形固定資産</b>	<b>781,049</b>	<b>固定負債</b>	<b>287,060</b>
建物	327,715	退職給付引当金	56,510
建物付属設備	90,010	役員退職慰労引当金	224,050
工具、器具及び備品	100,713	その他	6,500
土地	233,468	<b>負債合計</b>	<b>1,206,001</b>
建設仮勘定	7,411	<b>(純資産の部)</b>	
その他	21,731	<b>株主資本</b>	<b>7,444,116</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>50,175</b>	資本金	1,648,692
ソフトウェア	50,119	資本剰余金	1,598,668
その他	55	資本準備金	1,598,668
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,068,969</b>	利益剰余金	4,196,755
投資有価証券	121,471	その他利益剰余金	4,196,755
関係会社株式	727,806	繰越利益剰余金	4,196,755
敷金及び保証金	722,034	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△35,433</b>
関係会社長期貸付金	192,530	その他有価証券評価差額金	△35,433
繰延税金資産	293,271	<b>純資産合計</b>	<b>7,408,682</b>
その他	11,855	<b>負債純資産合計</b>	<b>8,614,683</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,614,683</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,228,345
売上原価	4,203,020
売上総利益	7,025,324
販売費及び一般管理費	6,337,767
営業利益	687,557
営業外収益	
受取利息	1,332
受取配当金	530
経営指導料	30,000
その他	3,651
営業外費用	
為替差損	9,494
その他	7
経常利益	713,569
特別利益	
固定資産売却益	5,910
補助金収入	24,291
特別損失	
固定資産除却損	0
減損	30,792
税引前当期純利益	712,978
法人税、住民税及び事業税	347,403
法人税等調整額	△41,925
当期純利益	407,500

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月24日

株式会社ダブルエー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上	倫哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小高	由貴

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダブルエーの2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダブルエー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場か

ら連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月24日

株式会社ダブルエー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上	倫哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小高	由貴

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダブルエーの2021年2月1日から2022年1月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査役の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月24日

株式会社ダブルエー 監査役会  
常勤監査役（社外監査役）  
鶴田芳郎  
監査役（社外監査役）  
佐川明生  
監査役（社外監査役）  
佐藤広一

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

第21期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円

配当総額 119,011,000円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年4月28日



現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第15条（電子提供措置等）</u></p> <p><u>1.当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>1.現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上

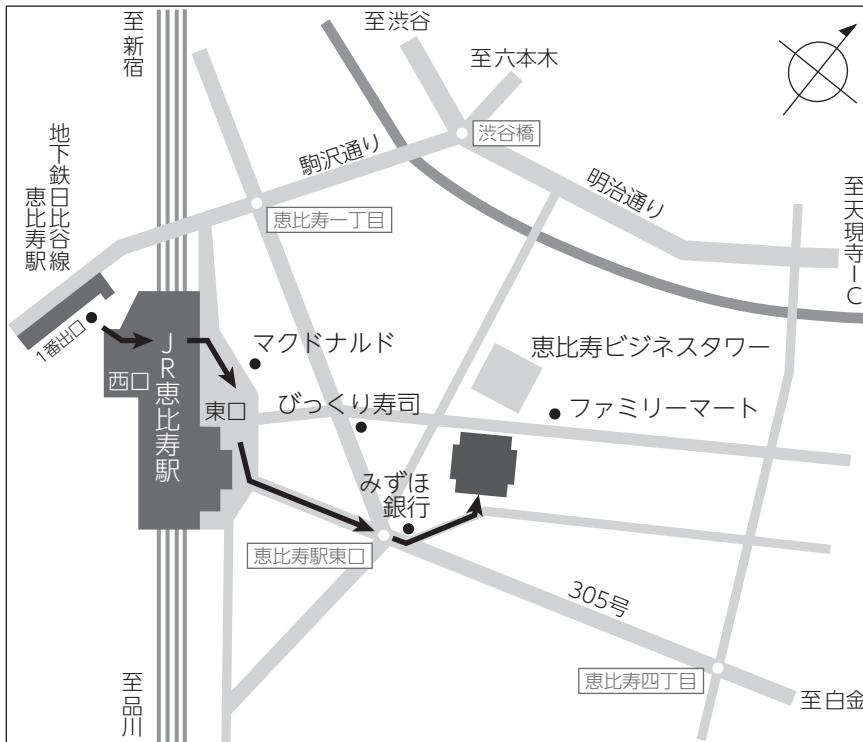






# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号  
三富ビル新館10階 ダブルエーススタジオ  
03-5423-3601（株式会社ダブルエー代表番号）



交通	J R 恵比寿駅	東口より	徒歩約3分
	地下鉄日比谷線恵比寿駅	1番出口より	徒歩約4分